

『火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為』 の届出をされた方へ

この届出は、野外焼却（野焼き等）を見た方からの通報による消防の計画的な出動体制の混乱を避けるために届け出ていただくものです。

○届け出られた焼却行為を許可するものではありません。

○通報があれば事実確認のため現場に出動します。

※野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。
廃棄物としての処理方法など、この法律に関することについては姫路市農林水産環境局美化部リサイクル課（079-221-2404）にお問い合わせください。

届け出られた焼却行為を実施する場合は、火災予防のため、以下のことを遵守してください。

○完全に消火したことを確認するまでその場を離れず監視する。

→ 「消えた」と思ってその場を離れた後に火災になることがあります。

○消火器、水バケツなどの消火用具を必ず準備する。

→ いざという時、消火用具が無ければ対応できません。

○可燃物の近くで焼却行為をしない。

→ 炎が接していなくても風向きや輻射熱により延焼することがあります。

○風が強い日は焼却行為をしない。

→ 風により急速に延焼拡大したり火の粉が飛散することがあります。

（お問い合わせ先）

消防局予防課又はお近くの消防署予防担当

- ・消防局予防課 079-223-9532 飾磨消防署 079-233-0119
- ・姫路東消防署 079-288-0119 網干消防署 079-273-0119
- ・姫路西消防署 079-294-0119 中播消防署 0790-23-0119